

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

石川町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 石川町地域

(1) 現況

本町は、福島県の南部、阿武隈山系の西側に位置し、阿武隈川に沿った平坦地と阿武隈山系に連なる山間地から成り立っており、気候は比較的温暖で、積雪も少ない地域である。本町の農業は、大きく中山間地と平坦地に区分され、平坦地では、土地改良総合整備事業や国営総合農地開発事業によって、水田の区画整理及び畑地造成が進められたが、中山間地は、傾斜地が多く未整備地が大半を占め経営規模は零細である。これまで、本町の基幹作物である水稲を中心とした畜産、野菜、果樹の複合経営を推進し、地域の立地条件を生かした農産物の開発と生産組織の育成を推進してきたが、地域の共同活動の困難化、農業用施設等の保安全管理に対する担い手の負担増が懸念されるため、これを補正する取組を行うことが必要である。更に、地域全体で環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を複合的に推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

具体的には、法第3条第3項第1号に掲げる事業において地域の共同活動に係る支援を図り、法第3条第3項第2号に掲げる事業において農業生産活動の継続的な実施を図り、さらに、法第3条第3項第3号に掲げる事業において地球温暖化防止や生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

実施を推進する区域	実施を推進する事業
石川町全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業並びに同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 法第3条第3項第1号に掲げる事業

法第3条第3項第1号に掲げる事業の対象区域については、地域の共同活動を実施する中で、農業振興地域農用地区域から除外された農用地についても、農用地区域と一体となって取り組む必要があるため、農用地区域以外の農地についても対象区域とするものである。

2. 法第3条第3項第2号に掲げる事業

(1) 対象農用地の基準

1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定する

ことができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

(別に市町村対象農用地の基準に該当する地図を添付)

ア 対象地域

- 野木沢地域～ 特定農山村法指定地域
- 母畑地域～ 県特認基準地域(農林統計上の中間農業地域)
- 中谷地域～ 県特認基準地域(農林統計上の中間農業地域)
- 山橋地域～ 県特認基準地域(農林統計上の中間農業地域)
- 石川地域～ 特定農山村法指定地域に隣接する地域
- 沢田地域～ 特定農山村法指定地域に隣接する地域

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、
当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地(三法地域のみ)

(エ) 町長の判断によるもの

(三法地域)

a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地については、田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草
放牧地8度以上15度未満

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率:田8%
以上、畑(草地含む)15%以上の農地

(特認地域)

a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地については、田1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放
牧地8度以上15度未満で下記の(a)又は(b)のいずれかの要件を満たす農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的
に連担している場合(この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、
水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。)

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均
以上とする(高齢化率30%以上、耕作放棄率:田5%以上、畑(草地含む。)
10%以上)

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、耕作放棄率:田8%
以上、畑(草地含む。)15%以上の農地

2) その他留意すべき事項

ア 既耕作放棄地については、次のとおり取り扱うこととする。

(ア) 既耕作放棄地を協定の対象とすることについては、集落協定の場合は集落、個別
協定の場合は認定農業者等の判断に委ねるものとする。

(イ) 既耕作放棄地を集落協定や個別協定に位置づけた場合には、平成26年度までに
既耕作放棄地を復旧又は林地化することを条件に当該既耕作放棄地を協定認定年度
から交付金の交付対象とする。

なお、林地化する場合は、農地転用許可を得た上で、当該農用地が将来確実に林地
になると見込まれる植林がなされるものとする(「林地化」については以下同じ。)

(ウ) 集落協定又は個別協定に位置づけない既耕作放棄地(協定農用地の生産活動に影
響があると協定申請者が判断したもの)についても協定農用地の農業生産活動等に悪
影響を与えないよう既耕作放棄地の草刈り、防虫対策等を行う。

イ 限界的農地については、維持すべき農用地であるか否かを検討し、適宜、林地化を推
進することとする。また、林地化を行う場合においては、集落協定にあらかじめ平成2
6年度までに林地化するための準備を行い、植林すると位置付けられている場合は、平
成26年度まで交付金の交付の対象とする。

ウ 現に自然災害を受けている農用地については、平成26年度までに復旧し農業生産活

動等を実施する旨が集落協定に位置付けられている場合には、協定認定年度から交付金の交付対象とする。

また、協定締結後に交付対象農用地が自然災害を受けた場合は、当該協定の申請者は当該農地の復旧計画を町長に提出するとともに、当該復旧計画を協定に位置付けることにより、引き続き交付金の交付対象とすることができる。

エ 国、地方公共団体等が所有する農用地については、国、地方公共団体並びに国及び地方公共団体の持分が過半となる第3セクターが所有し、かつ農業生産活動等を行っている農用地については交付金の交付対象としない。

オ 集落協定にあらかじめ位置付けられた土地改良事業又はこれに準ずる事業を、通年施行により実施している農用地については、交付金の交付対象とする。

カ 現に耕作されていない農用地を維持管理農用地として交付金の交付対象とする場合は、耕作意思を有する者（農作業受託を行う場合は受託者）を明確にした上で、当該農用地の維持管理をしなければならない。

(2) 集落協定の共通事項

1) 構成員の役割分担

集落協定を締結する集落は、集落の実情に応じた協定の対象となる農用地（以下「協定農用地」という。）及び水路・農道等についての管理の方法及び管理体制を定める。

ア 農用地等の管理方法

協定農用地については、農業者自ら、集落内外の担い手等が貸借、受託等により管理する等、集落協定参加者が協定に基づき管理する。

また、水路・農道等については、集落、水利組合、土地改良区等が草刈り、泥上げ等を行う。

イ 集落協定の管理体制

集落協定の管理体制については、集落の構成員の役割分担を明確にすることが必要であり、代表者、書記担当、会計担当、共同機械担当、水路・農道等の管理担当等を置き、責任の明確化を図ることとする。

また、水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等、集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手となる者を集落協定で指名する。

2) 農業生産活動等として取り組むべき事項

ア 集落協定において、農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動について、具体的に取り組む事項を記載する。

なお、多面的機能を増進する活動については、一つ以上の取組を選択して行うこととする。

イ 集落協定及び個別協定は、平成23年度以降に締結することも可能とする。

3) 集落マスタープラン

ア 集落協定の将来像の明確化

集落の実情を踏まえ、集落協定の参加者の総意の下に、当該協定が目指す農業生産活動等の体制整備に向けた10～15年後の目標を明確に記載することとする。

イ 具体的活動計画

アにより定めた目標を実現するための、協定認定年度から5年間の具体的な活動計画について工程表の作成等を行うこととする。

4) 農業生産活動等の体制整備を図るための取組みとして活動すべき事項（中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の3の(2)のアの単価（以下「通常単価」という。）を交付する協定にあっては必須事項であり、(3)「集落マスタープラン」の内容と整合をとること。）

ア 農用地等保全マップの作成

将来にわたって適正に協定農用地を保全していくため、以下に例示される事項について定めた図面を協定認定年度に作成し活動を実践することとする。

①農地法面、水路、農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置

②既耕作放棄地の復旧又は林地化を実施する範囲

③農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲

④自己施工を行う施工箇所、整備内容、受益する農地の範囲及び面積（A要件「農業生産条件の強化」を選択した場合に記載）

⑤農地の保全活動を行う担い手、活動内容、活動農用地の範囲及び面積（A要件「多様な担い手の確保」を選択した場合に記載）

⑥その他将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要となる事項に関する範囲

イ 次の(ア)、(イ)又は(ウ)のいずれかを選択する。

(ア) 以下の要件のa～jのうちから2つ以上を選択して、その活動項目における現況及び平成26年度までに達成する目標を定める。

- a 協定農用地の拡大
 - b 機械・農作業の共同化
 - c 高付加価値型農業の実践
 - d 地場産農産物等の加工・販売
 - e 農業生産条件の強化
 - f 新規就農者の確保
 - g 認定農業者の育成
 - h 多様な担い手の確保
 - i 担い手への農地集積
 - j 担い手への農作業の委託
- (イ) 以下の要件の a 又は b のいずれかの活動項目を選択して、その活動項目における現況及び平成26年度までに達成する目標を定める。
- a 集落を基礎とした営農組織の育成
 - b 担い手集積化
- (ウ) 協定農用地について農業生産活動を継続し得る体制を構築し、集落協定に位置付ける。
- 5) 加算措置適用のために取り組むべき事項
- ア 規模拡大加算については、集落協定又は個別協定に参加した農業者のうち、認定農業者等及び新規就農者が平成22年度以降、新たに、対象農用地に利用権の設定等又は農作業受委託契約に基づき、5年以上（契約の残存期間が5年未満であっても、交付金の交付期間に契約を更新する場合においては、引き続き対象とすることができる。）の期間継続して農業生産活動等を行う場合を対象とし、平成26年度まで交付する。
- イ 土地利用調整加算については、平成26年度までに、認定農業者等、特定農業法人、農業協同組合及び生産組織と新たに利用権の設定等又は基幹的農作業（田においては3種類以上、畑においては2種類以上の農作業）の受委託契約を協定農用地の30%以上において行った場合、協定農用地のすべてに加算をする。
- ウ 小規模・高齢化集落支援加算については、平成26年度までに、小規模・高齢化集落内の対象農用地を含めて協定を締結した場合に、該当小規模・高齢化集落の対象農用地面積に応じて加算する。
- エ 法人設立加算については、次の場合に加算することとする。
- (ア) 特定農業法人を設立する場合
- (イ) 協定農用地の30%又は3haのいずれか多い方の面積以上の農用地を対象とした農業生産法人を設立する場合。ただし、協定外の農用地を含めて法人を設立する場合は、協定内農用地が1/3以上とする。
- 6) 食料自給率の向上に資するよう規定される米・麦・大豆・草地畜産等に関する生産目標
集落協定において、主に生産している作物等の作付面積の目標を数値で記載する。
- 7) 集落協定等の公表
町長は、集落協定を認定した場合には、その概要を公表する。また、町は、毎年、集落協定の締結状況、各集落等に対する交付金の交付状況、協定による農用地の維持・管理等の実施状況、生産性向上、担い手定着等の目標として掲げている内容及び当該目標への取組状況等直接支払いの実施状況を公表する。
- 8) 農業委員会の役割
農業委員会は農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行い、集落協定が円滑に締結されるよう努める。また、担い手の育成・定着を通じて持続的な農業生産の確保が図られるよう、農地基本台帳等の情報を活用し、新しい借手の発掘等の積極的な活動に努める。
- 9) 農業振興地域整備計画との整合性
農業振興地域整備計画と整合性が図られるよう努める。農業の振興を図るため農用地の保全等を図る必要がある場合には、農業振興地域整備計画を見直す。
- (3) 対象者
対象者は、集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う者とする。
- 1) 耕作、農用地管理等を行う者（農業生産法人、生産組織、第3セクター等を含む。）を対象とする。農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持・管理を行っている場合等にあつては当事者間の話し合いによりいずれかを対象者とする。農業委員会等は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば農用地の所有者と農業生産活動等を行う者との調整を行う。
- 2) 農業従事者一人当たりの所得が福島県の都市部の勤労者の一人当たりの平均所得を上回る農業者については、集落協定による直接支払いの対象としない（一団の農用地の下限面積との関係もあり、このような農業者の耕作する農用地も集落協定に含めることができる

が、直接支払いの対象とはしない。)が、個別協定の対象とはする。ただし、当該農業者が水路・農道等の管理や集落内のとりまとめ等集落営農上の基幹的活動において中核的なリーダーとしての役割を果たす担い手として集落協定で指定された者であって、当該者の農用地に対して交付される額を集落の共同取組活動に充てる場合は、直接支払いの対象とする。

3) 認定農業者に準ずる者として町長が認定する者とは次のとおりであり、地域の実情に合わせて定めることとする。

ア 年間農業従事日数が150日以上の中核的農業従事者を有している経営体

イ 石川町の平均経営規模以上の経営体

ウ 農業所得が100万円以上の経営体

エ 石川町農作業受託者協議会に認められた経営体

(4) その他必要な事項

1) 農業生産条件の強化に必要な工種

協定参加者の自己施工(共同作業)により行う、ほ場整備(区画整理、客土、暗渠敷設等)、棚田の石垣・法面の改修、農道の整備(新設、拡幅、改修)、水路の整備(新設、拡幅、改修)、防風林の設置等の生産条件を向上させるための措置であり町長が地域の実情をふまえて必要と認めるものとする。

2) 耕作放棄地の復旧に対する支援

ア 耕作放棄地の復旧は「耕作放棄地再生利用交付金」を活用しつつ推進する。

イ 協定集落内において、耕作放棄地再生利用交付金活用により、耕作放棄地の復旧を図る場合は、「耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱」に基づき事業を実施する。

なお、事業の実施に当たり次の点に留意する。

(ア) 対象となる農地

1 耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱第2の1別紙1に定める再生活動に対する支援の対象となる農地は、農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。)の農地とし、それぞれ次のとおりとする。なお、当該農地を第1の2の農業体験施設(市民農園や教育ファームに係る区画、園路、農機具収納施設、休憩施設等の整備)として活用する場合は、支援の対象となる農地は農用地区域に限らない。

① 耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱第2の1、別紙1の第1の1(1)に掲げる再生作業の支援の対象となる農地は、保全管理が行われていなかった、又は保全管理の水準が低かったこと等により、耕作放棄地全体調査要領(平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知。以下「全体調査要領」という。)3(1)又は(2)の区分に該当する状態となっているもののうち、作物の栽培に向けた再生作業に一定以上の労力と費用を必要とする農地とする。

② 別紙1の第1の1(2)、(3)に掲げる、土壌改良、営農定着の支援となる農地は、(1)のほか、(1)と同様の状態にあったが自助努力等によって再生作業がなされたことの確認が可能な農地とする。

2 別紙1の第1の2の施設等の受益地とすることができる農地は、1(1)再生作業、(2)土壌改良とその周辺の農地とする。

